

※取扱注意

1 改正の趣旨

本市の保険税率は令和4年度から据え置きとなっており、このまま据え置いた場合、国民健康保険特別会計の予算編成が今後不可能な見込となっています。また、埼玉県第3期国民健康保険運営方針（令和6年度～令和11年度）の中では、県内市町村でバラつきが生じている保険税率に関し、令和9年度には県が提示する「市町村標準保険税率」に統一（準統一）することを定めています。

こうした状況を踏まえ、国保財政の安定化と保険税の準統一の両方に対応していくための税率等の見直しを行うものです。

2 主な改正内容

国民健康保険税の「基礎課税額（医療分）」、「後期高齢者支援金等課税額」、「介護納付金課税額」のそれぞれにかかる「所得割額」及び「均等割額」について、(1)の表のとおり改める。また、「均等割額」の改定に伴い、低所得者世帯及び未就学児にかかる均等割額の軽減額について、(2)及び(3)の表のとおり改める。

(1)税率改定（条例第5条、第7条、第8条、第9条、第10条関係）

	医療分		後期支援分		介護分	
	所得割額	均等割額	所得割額	均等割額	所得割額	均等割額
改定税率等	7.30%	38,900円	2.80%	13,500円	2.20%	16,100円
現行税率等	7.30%	29,900円	2.90%	10,200円	2.20%	14,700円
差	－%	9,000円	△0.10%	3,300円	－%	1,400円
【参考】R7市町村標準保険税率 上段：（秋の試算）、下段：本算定	(7.38%) 7.40%	(45,008円) 45,380円	(2.64%) 2.70%	(15,848円) 16,285円	(2.31%) 2.23%	(16,640円) 16,033円

(2)低所得者世帯にかかる均等割額の軽減額（条例第22条第1項関係）

	均等割額 医療分			均等割額 後期支援分			均等割額 介護分		
	7割軽減	5割軽減	2割軽減	7割軽減	5割軽減	2割軽減	7割軽減	5割軽減	2割軽減
改定	27,230円	19,450円	7,780円	9,450円	6,750円	2,700円	11,270円	8,050円	3,220円
現行	20,930円	14,950円	5,980円	7,140円	5,100円	2,040円	10,290円	7,350円	2,940円
差	6,300円	4,500円	1,800円	2,310円	1,650円	660円	980円	700円	280円

(3)未就学児の均等割額の軽減額（条例第22条第2項関係）

	均等割額 医療分				均等割額 後期支援分			
低所得者世帯軽減区分	7割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減なし	7割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減なし
改定軽減額	5,835円	9,725円	15,560円	19,450円	2,025円	3,375円	5,400円	6,750円
現行軽減額	4,485円	7,475円	11,960円	14,950円	1,530円	2,550円	4,080円	5,100円
差	1,350円	2,250円	3,600円	4,500円	495円	825円	1,320円	1,650円

※未就学児の均等割額を1/2軽減するものですが、低所得者世帯の7・5・2割軽減が適用されている場合は、7・5・2割軽減後の均等割額を1/2軽減するものとなります。

【参考】賦課割合（応能割・応益割）の見込み

	応能割（所得割）	応益割（均等割）	備考
改定前	59.31%	40.69%	令和6年度当初予算ベース
改定後	54.94%	45.06%	
県全体の目安	53.00%	47.00%	令和9年度の市町村標準保険税率への統一（準統一）時の見込み

3 施行期日

施行日 令和7年4月1日
（令和7年度分の国保税から適用）

【参考】モデルケース（改定案）

ケース① 1人世帯
(28.1%・所得0円かつ1人世帯)

年齢：65～74歳
年収110万円（年金収入）
所得0円
※7割軽減該当世帯



ケース② 2人世帯
(5.5%・所得100万円以下かつ2人世帯)

年齢：73歳
年収200万円（年金収入）
所得90万円
※5割軽減該当世帯



年齢：72歳
年収70万円（年金収入）
所得0円
※5割軽減該当世帯



ケース③ 1人世帯
(10.7%・所得100～200万円以下かつ1人世帯)

年齢：45歳
年収290万円（給与収入）
所得195万円



	現行税額	改定後税額	差額
医療分	8,900円	11,600円	+2,700円
支援分	3,000円	4,000円	+1,000円
介護分	-円	-円	-円
合計	11,900円	15,600円	+3,700円
一人当たり合計	11,900円	15,600円	+3,700円
1期当り増減額（一人当たり）			462円
一月当り増減額（一人当たり）			308円

	現行税額	改定後税額	差額
医療分	64,200円	73,200円	+9,000円
支援分	23,800円	26,600円	+2,800円
介護分	-円	-円	-円
合計	88,000円	99,800円	+11,800円
一人当たり合計	44,000円	49,900円	+5,900円
1期当り増減額（一人当たり）			737円
一月当り増減額（一人当たり）			491円

	現行税額	改定後税額	差額
医療分	140,800円	149,800円	+9,000円
支援分	54,200円	56,000円	+1,800円
介護分	48,100円	49,500円	+1,400円
合計	243,100円	255,300円	+12,200円
一人当たり合計	243,100円	255,300円	+12,200円
1期当り増減額（一人当たり）			1,525円
一月当り増減額（一人当たり）			1,016円